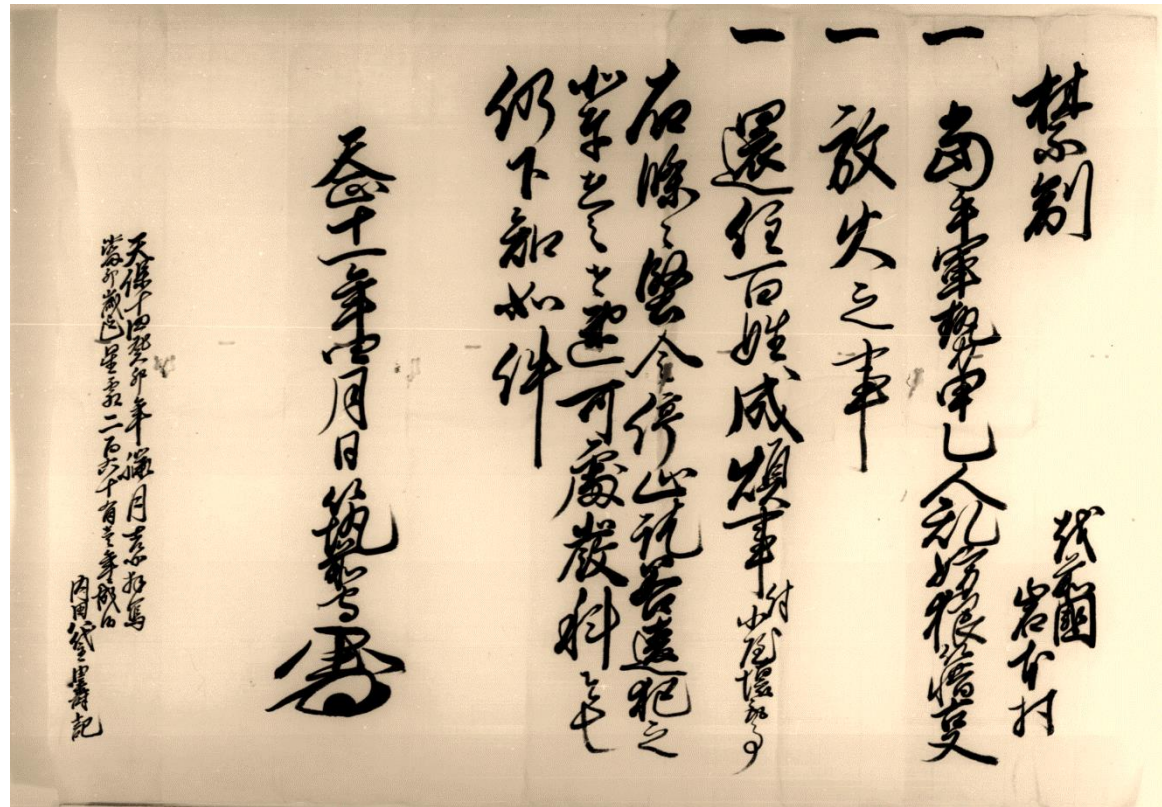


豊臣秀吉の禁制



1583年（天正11）「（豊臣秀吉禁制状写）」
内田吉左衛門家文書（当館蔵）[デジタルアーカイブへ](#)

翻刻文

禁制

越前国岩本村

- 一、当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事
 - 一、放火之事
 - 一、還住百姓成煩事付小屋壊取事
- 右条々堅令停止訖、若違犯之
輩在之者、速可处嚴科者也、
仍下知如件

天正十一年四月日 筑前守（花押）

天保十四癸卯年臘月吉日拜写

当卯歳迄星霜二百六十有老年二成候

内田八代主由壽記

解説

禁制とは、支配者が禁止事項を示した文書のことです。様式は時代や発給者によって異なりますが、書き出しに「禁制」と書き、その下に禁制の及ぶ範囲、次に禁止事項を箇条書きし、最後に違反者への処罰文言で結ぶのが一般的です。

特に需要が高まったのが戦国時代です。この時代、対立する両勢力の狭間に置かれた地域は、兵火に見舞われる危険に常にさらされていました。ひとたび合戦が起こると、これら戦線地域の人々は、軍勢による略奪・狼藉や放火といった被害を受け、彼らの生産基盤は容赦なく破壊されていきました。人々にとって、戦乱の被害を避け自分たちの生命や財産や生活を守るということは極めて重要な問題だったのです。

そこで当該の村や寺社は戦国大名に対して安全を保障してもらうために禁制の発行を申請し、その代価を支払っています。大名側にとっても、暴力を背景に兵糧米を確保するよりも、禁制を出して代価を得る方が戦費をまかなう上で合理的だったため、戦国期には全国各地で多くの禁制がみられるようになりました。

福井とのかかわり／資料の注目ポイント

1583年（天正11）4月、豊臣秀吉は織田信長の重臣であった柴田勝家を賤ヶ岳の戦いで破り、勝家を追って越前に入ります。その後、追い詰められた勝家は北庄城で自害しますが、この間秀吉は数多くの禁制を越前各地に出しています。本資料はそのうちの1つで、越前国岩本村（現・越前市岩本町）に発行した禁制を写したものです。発行から260年後の1843年（天保14）に写された旨が書かれています。

この時期に秀吉が越前各地に発行した禁制は24通確認されており、岩本村のほかにも称念寺・永平寺といった寺社や木田の豪商橘家などに残されています。

現代語訳

禁制 越前国岩本村

- 一、一般庶民へ略奪狼藉を働くこと。
- 一、放火すること。
- 一、村に戻ってきた百姓に苦しみを与えること。
付け加えて、小屋を壊し取ること
右の条々は堅く禁止とする。
もし、違反した者がいれば、速やかに厳罰に処す。よって下知は以上の通り。

天正十一年四月日 筑前守（羽柴秀吉）（花押）

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「(豊臣秀吉禁制状写)」	内田吉左衛門家文書 (当館蔵) 資料番号 X0025-00001	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-1070986-1-p1
福井県文書館月替展示 「内田吉左衛門家文書展～大商人が遺したもの～」 平成30年10月26日(金)～12月19日(水)	「(豊臣秀吉禁制状写)」を展示。	当館 WEB で公開中。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/20181026AM/20181026AM.html

参考文献等

- ・『福井県史 通史編 3』(1994年、福井県)
- ・『図説 福井県史』(1998年、福井県)
- ・藤井譲治「越前に出された秀吉の禁制」(『福井県文書館研究紀要 第14号』、2017年、福井県文書館)
- ・『国史大辞典 第4巻』(1984年、吉川弘文館)